港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

平成25年11月 国 土 交 通 省

1. 背景

第183回国会において、国土交通大臣が指定した港湾において当該港湾の港湾管理者が当該港湾の効果的な利用を推進するための計画を作成することができる制度、輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のための施設の整備等に係る協定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」(平成25年法律第31号)(以下「改正法」という。)が成立し、平成25年6月5日に公布された。

今般、改正法における一部の規定について、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることに伴い、当該規定の施行期日を定める。

2. 概要

改正法の一部の規定(輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に係る改正規定等)の施行期日を平成25年 12月1日とする。

3. スケジュール(予定)

閣 議:平成25年11月26日(火)公 布:平成25年11月29日(金)施 行:平成25年12月 1日(日)